

2 8 高 福 号 外
平成29年1月31日

指定通所介護事業者 代表者 様
指定介護予防通所介護事業者 代表者 様

愛知県健康福祉部高齢福祉課長
(公 印 省 略)

介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴う通所介護等の定員
の取扱いについて (通知)

日頃は本県の介護行政に御協力いただき厚く御礼申しあげます。

平成29年4月から全ての市町村において介護予防・日常生活支援総合事業
(以下、「総合事業」という。)が始まりますが、総合事業のうち緩和した基準
による通所型サービスを実施する場合、既存の通所介護等(地域密着型通所介
護、介護予防通所介護、総合事業のうち現行相当の基準による通所型サービ
スを含む。)と定員を区別し、市町村によっては他市町村の緩和型サービスとも
定員をそれぞれ区別することとなります。

緩和した基準による通所型サービスを実施する事業者におかれましては、別
添参考資料をご確認の上、通所介護等の定員や区画が変更になる場合は県への
届出が必要になることをご承知おきください。

担 当 介護保険指定・指導グループ
電 話 052-954-6289 (ダイヤルイン)

通所介護等と緩和した基準によるサービスが一体的に行われている場合の定員及び届出の取扱い（県所管事業所向け資料）

①定員の変更届が必要な事業所（食堂・機能訓練室：90㎡）の例

従 来

通所介護＋介護予防通所介護→定員 30 人

緩和型サービス実施後

通所介護＋介護予防通所介護＋現行相当サービス→定員 25 人

A 市の緩和型サービス(1 人あたり 3 ㎡)→定員 5 人

この場合、変更後 10 日以内(緩和型サービスの指定を受けた日から 10 日以内)に所管の福祉相談センターへ変更届を郵送で届け出てください。また、変更届に記載する変更の理由には「緩和型サービス実施のため」と記載してください。

②通所介護を廃止の上、地域密着型通所介護の指定を受ける必要のある事業所（食堂・機能訓練室：66㎡）の例

従 来

通所介護＋介護予防通所介護→定員 22 人

緩和型サービス実施後

地域密着型通所介護＋介護予防通所介護＋現行相当サービス→定員 18 人

A 市の緩和型サービス(1 人あたり 3 ㎡)→定員 2 人

B 市の緩和型サービス(1 人あたり 2 ㎡)→定員 2 人（※3 人とはならない）

通所介護の定員が 18 人以下となる場合、緩和型サービスの指定を受ける日の前日の 1 月前までに所管の福祉相談センターに通所介護の廃止届を持参で提出し、市町村が定める期日までに地域密着型通所介護の指定申請を所在市町村に行うとともに、地域密着型通所介護を利用する他市町村の者がいる場合には当該利用者の市町村にも指定申請が必要です。

介護予防通所介護は定員の定めがないため廃止する必要はありませんが、定員が変わることから指定権者である県（所管の福祉相談センター）に変更後 10 日以内に変更届を郵送で届け出てください。

※B 市の緩和型サービスは基準上 1 人あたり 2 ㎡であっても、通所介護等と一体的に行う場合は 1 人あたり 3 ㎡として取り扱います。

※例では A 市と B 市の定員を区別しているものの、仮に A 市 B 市とも緩和型サービスの基準が同一のものであるならば、市町村ごとに定員を区別するかは双方の市町村判断によります。

備 考

- 食堂・機能訓練室は通所介護等上の名称であり、緩和型サービスでは国ガイドライン上「サービスを提供するために必要な場所」となります。通所介護等の食堂・機能訓練室は指定権者や所在地に関わらず1人あたり3㎡です。
- ここでいう定員とは同時に受け入れられる最大の人数であり、登録定員ではありません。例えば定員1人のサービスで1日に2人受け入れたとしても2人のサービス提供時間が重複しなければ同時に受け入れた最大の人数は1人となるので定員超過とはなりません。
- 例では通所介護等と緩和型サービスが一体的に実施されるケースを想定していますが、一体的でなく通所介護等と緩和型サービスをそれぞれ個別に実施する場合は区画を区分し、その結果双方の利用者が使う通路が発生するのであれば少なくとも通路幅90cm（車椅子で通過しやすい寸法）を面積から除くことになります。
なお、通所介護等の専用区画を変更する場合も変更届が必要です。（郵送可）
- 通所介護等のサービス提供時間外や営業日以外であれば、通所介護等の定員を無視して利用可能な面積の範囲内で緩和型サービスの定員を増やすことは差し支えありません。また、運営規程や重要事項説明書に記載した上で、曜日によって通所介護等の定員を変更することは可能です。
例えば通所介護等の営業日でない日に緩和型サービスのみの日を設定したり、土日に通所介護等の定員を減らして緩和型サービスの定員を増やすことは認められます。
- 事業所規模（通常規模・大規模Ⅰ・大規模Ⅱ）の計算には、現行相当サービスの利用者数は含めますが、緩和型サービスの利用者数は含めません。
- 通所介護から地域密着型通所介護になる場合、他市町村の利用者の受け入れが原則できなくなることに留意してください。

参 考

- ・ 通所介護・介護予防通所介護の変更等における必要な添付書類一覧
(<http://www.pref.aichi.jp/korei/kaigohoken/application/checklist/15-65.pdf>)
- ・ 介護保険指定事業者申請等届出様式一覧
(http://www.pref.aichi.jp/korei/kaigohoken/application/form/form_index.html)